



埼玉県 小鹿野町

医学生・研修医修学資金貸付制度

町長の指定する医療機関に勤務しようとする方に、修学資金をお貸しします



小鹿野町では、大学の医学を履修する課程に在学する学生や、臨床研修および専門研修を受けている医師の方で、将来町長の指定する医療機関(指定医療機関)に勤務しようとする方に対して、修学資金の貸付を行っています。なお、貸付相当期間を指定医療機関に勤務することにより、修学資金の償還および利息の支払を全額免除します。

■小鹿野町の制度の特徴

- ① 貸付の要件から住所地を除外し、幅広い地域から制度利用が可能となっています。
- ② 臨床研修および専門研修を受けている医師まで、研修期間中の修学資金等の貸付を受けることができます。

■貸付の対象者

- 1 大学(学校教育法第1条に規定する大学)の医学を履修する課程に在学する方
- 2 臨床研修(医師法第161条の2第1項に規定する臨床研修)を受けている医師
- 3 専門研修(医師の専門性に関する研修のうち町長が必要と認めた研修に限る)を受けている医師

■貸付の金額

- 1 修学資金の貸付金額は、月額20万円以内とします。
- 2 貸付金額は、必要勤務期間の延長を条件に30万円を限度に増額することができます。
※必要勤務期間: 修学資金等の基本貸付金額の貸付を受けた期間に相当する期間

■貸付の期間

- 1 貸付の対象者が在学または研修を受けている期間とします。
- 2 原則は、貸付決定の日の属する月から卒業または研修を終了する月まで(ただし、必要と認めるときは、貸付決定の日の属する年度の4月1日から卒業または研修を終了する月まで)の期間とします。

■貸付の方法

年間貸付額を、貸付決定の属する月または4月分から9月分までを5月に、10月から3月分までを11月の2回に分けて指定口座に振り込みます。



■償還の免除

指定医療機関で必要勤務期間業務に従事したときは、当該修学資金等の償還および利息の支払の全てを免除します。

修学資金を増額して貸付を受けた場合の必要勤務期間は、貸付月額を貸付基本月額20万円を除いて得た値を貸付を受けた期間(年数)に乗じて得た期間(端数が生じたときは、これを1年とする)とします。

■修学資金に関するお問い合わせ先

国保町立小鹿野中央病院

TEL 0494-75-2332